

Q1 制度が見直されることで、今加入している契約はどうなりますか。

A1 現在のご契約は令和8年3月31日まで有効です。令和8年4月1日以降は、加入者全員に見直し後の内容が適用されます。

Q2 令和8年4月以降も継続して加入する場合は、手続きは必要ですか。

A2 QRコードで「引き続き加入します」とお知らせください。QRコードによる回答ができない方は、同封の返信はがきをご活用ください。

Q3 脱退したい場合はどうすればいいですか。

A3 QRコードで「脱退します」とお知らせください。QRコードによる回答ができない方は、同封の返信はがきをご活用ください。

Q4 今回の見直しにより、給付金が減ることはありますか。

A4 試算結果からは、多くの災害で定額の給付金をお支払いできると考えています。南海トラフ地震についても、マグニチュード9クラスの極めて大規模なものを除けば、現在の積立資産で給付可能となっています。給付金の減額の可能性は、被害の規模や積立資産の状況によりますが、万一の場合でも、加入者に拠出していただいた資産を分けあって給付金に充てようとするものです。

Q5 仮に減額される場合、加入者への給付金はどのように計算するのですか。

A5 支払可能な総額を定めたうえで、給付申請があった加入者に対して、一定の割合で公平に減額することを考えています。

Q6 仮に減額される場合、給付金の額はいつ決まるのですか。

A6 支払可能額は、極めて大規模な災害が発生した際に、被害の規模や積立資産の状況に応じて、その都度定めることとしています。災害発生後、早急に試算したうえで、改めてご案内します。
なお、減額が決まった場合でも、加入者からの実際の給付申請額が当初の試算を下回った場合は、申請期間(5年)経過後に、可能な範囲で追加給付を行うことを考えています。

Q7 大規模な災害が続けて起きた場合でも、共済給付金は受け取れますか。

A7 次に起きる災害での給付に配慮して支払可能額を設定しますので、受け取ることができます。
ただし、前に発生した災害での給付に必要な額を踏まえて、次の災害での給付も積立資産のなかで対応します。



フェニックス共済加入者の皆様へ

兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)は、 令和8年4月から内容が一部変わります。

フェニックス共済は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、加入者の負担金により被災者の住宅再建を助け合う制度として、平成17年9月に兵庫県が独自に創設しました。

制度創設から20年が経ち、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表や風水害の激甚化・頻発化など、取り巻く環境が変化していることから、今後のあり方を検討しました。

この結果、次のとおり内容を一部見直します。

変更内容

- ① 共済給付金は積立資産の範囲内でお支払いします。
- ② 共済負担金の複数年一括支払を終了し、すべて単年度支払とします。

詳しい内容は、中面をご覧ください。→

重要 約款変更に伴う手続き

現在の約款による契約は令和8年3月31日で終了しますので、4月1日からの変更後の約款内容による契約の継続の有無についてご意向を確認します。下記QRコードにより令和8年2月28日までに「継続」もしくは「脱退」のいずれかをご回答ください。

QRコードによる回答ができない方は、同封の返信はがきをご活用ください。

なお、令和8年2月28日までにご回答がない場合は、変更後の約款での継続加入とさせていただきます。

ご回答はこちらから



■約款の変更内容、契約内容、継続・脱退の手続きに関するお問い合わせ



公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金



☎078-371-1000 (平日9:00~17:00)

フェニックス共済

検索

電話が混み合う可能性がありますので、お問い合わせは、できるだけ公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金のホームページの問い合わせフォームをご利用ください。

お問い合わせの際は、加入者番号・加入者氏名・住所をお伝えください。

※今回の制度変更について、より詳しくお知りになりたい方は下記まで

兵庫県 危機管理部 防災支援課 ☎078-362-9226

変更内容 ①

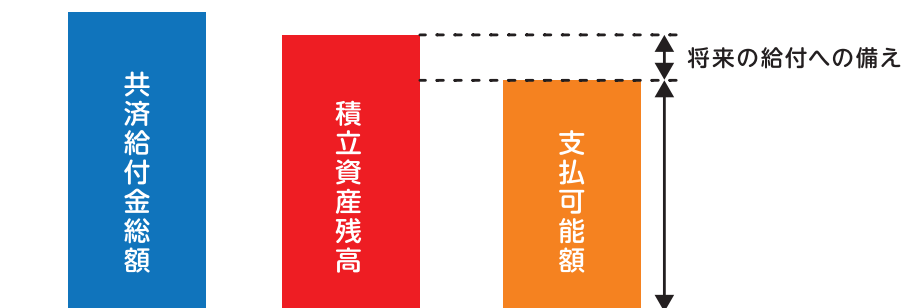
共済給付金は積立資産の範囲内でお支払いします。

ポイント

- 南海トラフ巨大地震など、大規模な災害が発生して多額の共済給付金が必要となった場合、積立資産だけでは不足することが懸念されます。
- 今回、様々な災害における共済給付金の所要額を試算しました。
その結果、多くの場合で定額の給付金をお受け取りいただけますが、極めて大きな災害が万一起きたときは、積立資産が不足するかもしれないことが分かりました。
- そこで、こうした事態が生じてこの制度を持続できるよう、積立資産の範囲内でできる限りお支払いすることを決めました。
- 万一不足が見込まれる際は、次に起きる災害での給付、既に複数年一括で負担金を払い込んだ方に対する後年の給付に配慮したうえで、支払可能額を設定します。

※多くの民間の損害保険・共済では、同様に大規模災害時の保険金・共済金の総額に上限を設けています。

【共済給付金総額が積立資産残高を上回る場合のイメージ】



積立資産残高は、年ごとの加入状況や加入者への給付実績により変動します。

【共済給付金の所要額の試算結果】

多くの場合では、定額の給付金をお受け取りいただけます。

- これまでの給付実績をもとに共済給付金の所要額を試算すると、約60億円以上が必要となる地震が、今後200年に平均1回生じることが分かりました。
- 加入者から拠出された負担金は、現在約143億円（令和7年3月末現在）が積み立てられており、この地震にも対応できる額です。また、南海トラフ地震に対しても、極めて大規模なものを除いて給付可能です。

＜参考＞南海トラフ地震における共済給付金の所要額の試算結果

災害の規模(想定)	想定 マグニチュード	給付金必要額
南海トラフ地震(1707年宝永地震規模)	8.6	29億円
南海トラフ地震(1946年昭和南海地震規模)	8.0	27億円
最大規模の南海トラフ巨大地震	9.0	501億円

※フェニックス共済の支給実績に基づく住宅の再建方法(建築・補修等)の割合に基づき試算



変更内容 ②

共済負担金の複数年一括支払を終了し、すべて単年度支払とします。

ポイント①

気候変動の影響等により、長期にわたる災害発生リスクの評価が難しくなっています。
このようななか、負担金を定額のままであらかじめまとめてお支払いいただくことは適切ではないことから、複数年一括支払を終了します。

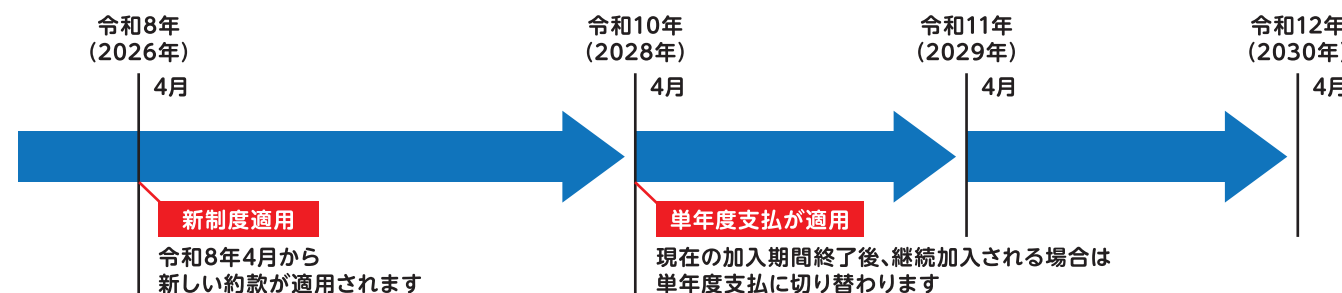
ポイント②

複数年一括支払による負担金の払込期間中の加入者も、令和8年4月からは変更後の約款が適用されます。
ただし、払込期間が終了するまで積立資産のなかで給付金をお支払いできるよう配慮します。

ポイント③

複数年一括支払による払込期間中の加入者が、令和8年4月以降も継続して加入される場合は、期間終了まで追加の負担はありません。
期間終了後に引き続き加入される場合は、単年度支払での加入となります。

【例】令和10年3月まで複数年一括支払された方



加入者の皆様へ

阪神・淡路大震災では、県民、被災者の助け合いで様々な困難を乗り越えてきました。この教訓をもとに創設されたのがフェニックス共済です。

兵庫県は、災害時の住宅再建の経済的負担を分かち合う「共助」の仕組みとして、この制度を今後も運営していきたいと考えています。そのためには、より多くの県民のご協力が必要です。

このたびの見直しの趣旨をご理解のうえ、引き続き加入していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

